

## 出雲市社会福祉センター 利用料免除について

### 1. 利用料免除の基準

以下のすべての項目を満たす団体が対象となります。

- (1) 法人格を持たない団体であること

※法人格を持つ団体であっても、一定の基準を満たせば「部屋の基本料金」のみ免除対象となる場合があります。

- (2) 出雲市内に活動拠点があること

- (3) 社会福祉の推進を図る内容であること

- (4) 営利を目的とせず、公益的な活動を行っていること

- (5) 情報の公開、参加者や会員の公募など、開かれた活動を行っていること

- (6) 収支決算が適切に行われていること

### 2. 免除の対象となる料金

免除が承認された場合、以下の料金が対象となります。

- 部屋の基本料金
- 冷暖房料
- 備品の利用料金

#### 【ご注意】

法人格を持つ団体（上記の基準2～6を満たす場合）については、「部屋の基本料金」のみが免除対象となります。

### 3. 申請の手続き

免除を希望される団体は、事前に「（様式第1号）利用料免除団体承認申請書」に以下の書類を添えて提出してください。

- 団体の概要がわかる書類（規約、会則、団体活動概要説明書など）
- 構成員名簿
- 事業報告書および収支決算書

#### 免除の期間

- 承認された年度の末日（3月31日）までとなります。